

令和6年度地域森林計画の樹立及び変更について（概要）

地域森林計画については、知事が森林計画区別（阿武隈川、奥久慈、会津、磐城）に定めることになっており、今年度は阿武隈川地域森林計画区の樹立及び奥久慈、会津、磐城計画区の計画変更を行います。

1 地域森林計画の作成のポイント

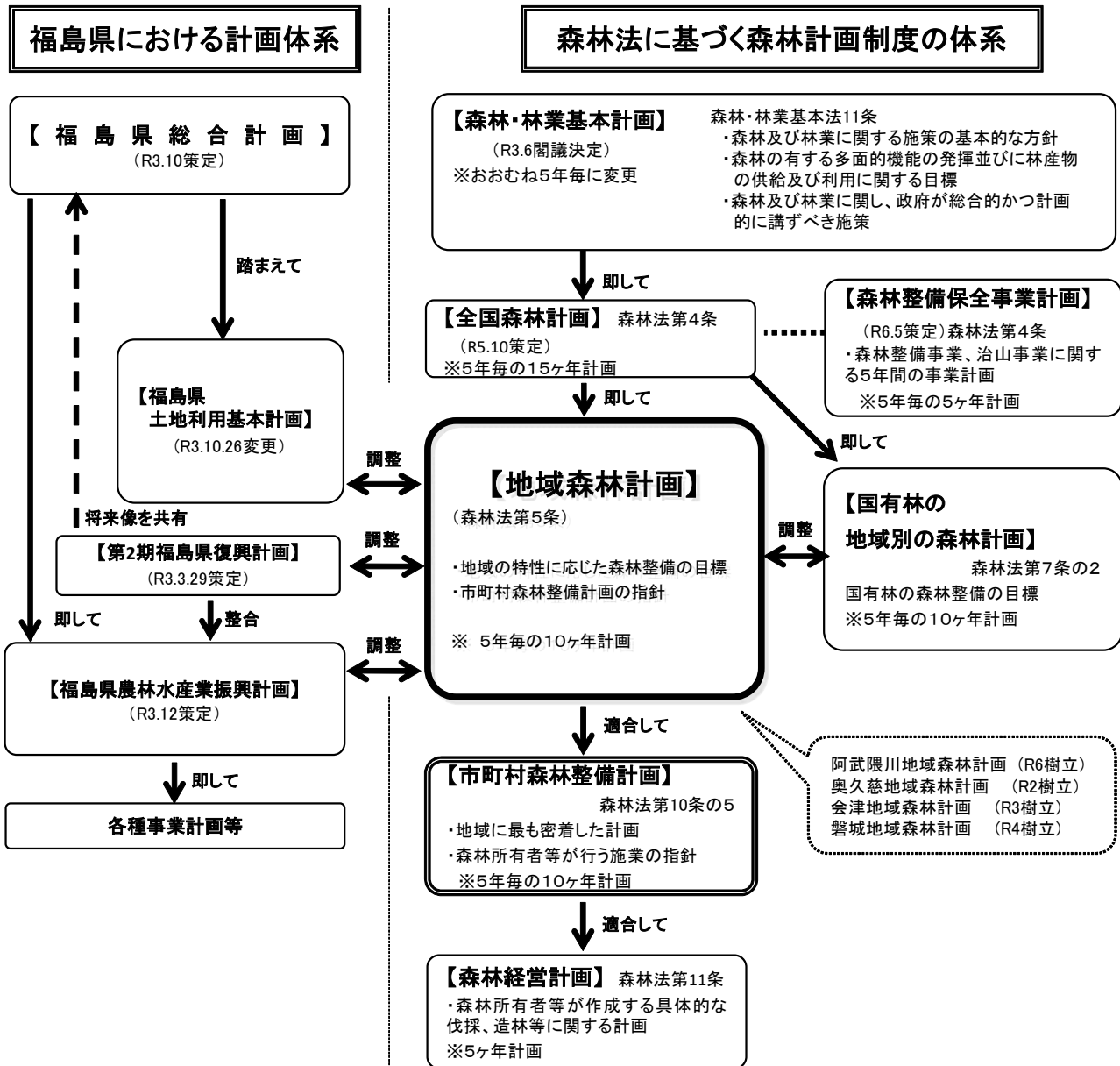
- (1) 「地域森林計画」は、森林法第5条に基づき、全国森林計画に即して知事が5年毎に10年を一期としてたてる民有林の計画である。

2 地域森林計画の変更のポイント

- (1) 奥久慈、会津、磐城の各地域森林計画について、次の事項を変更する。

- ① 林地開発完了及び官行造林地の返地等による森林面積の変更
- ② 林道・保安林・治山の計画量を各種事業計画に合わせて変更

森林林業に関する計画



【参考】地域森林計画について

- 森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、5年毎にたてる10年を一期とする計画。

民有林を対象として、森林計画区別（阿武隈川、奥久慈、会津、磐城）に定める。

- 地域に応じた森林の整備・保全の目標等を明らかにするとともに、森林法に基づき市町村長がたてる市町村森林整備計画の指針となる。

